

住民税申告・確定申告の準備はお済みですか



申告の時期はもうすぐです！

2月17日(月)から3月17日(月)まで、市役所本庁、美都・匹見各分庁舎、公民館などで、住民税申告および確定申告の相談会を開催します。申告に必要な書類の準備と確認をお願いします。

★申告に必要なもの

○申告する方が準備するもの

- ・申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類
- ・扶養する親族のマイナンバーがわかるもの
- ・還付がある方の通帳等、口座番号がわかるもの

○収入に関するもの

- ・申告年分の給与や公的年金等の源泉徴収票
- ・その他収入金額および必要経費がわかるもの
- ※事業所得、不動産所得、山林所得のある方は収支内訳書の作成が必要です。

○所得控除に関するもの

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの払込証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・寄附金控除を受ける場合は、寄附した団体から交付された領収書
- ・医療費控除の明細書

※個人ごと、医療機関ごとに集計した明細書が必要です。あらかじめ領収書をまとめておいてください。

★申告前に確認していただきたいこと

○源泉徴収票への扶養親族の記載

⇒扶養親族の重複がなく、記載は正しいですか？

○医療費の集計または医療保険者が発行する医療費通知

⇒個人ごと、医療機関ごとに集計されていますか？

○事業所得の収支内訳書の作成

⇒農業や個人事業をされている方は、収支の内訳がわかるものを作成していますか？

★確定申告について

市で受付けた確定申告の内容は、電子申告としてデータで税務署に提出します。電子申告には「利用者識別番号」が必要となりますので、申告会場で取得手続きを行います。すでに利用者識別番号をお持ちの方は、その番号を使用しますので、番号がわかるもの（税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキなど）をお持ちください。

電子申告をすると…

- ①還付金がある場合、書面提出に比べて早く受取ることができます。
- ②申告会場で提示した控除証明書などの書類の一部が添付不要となります。

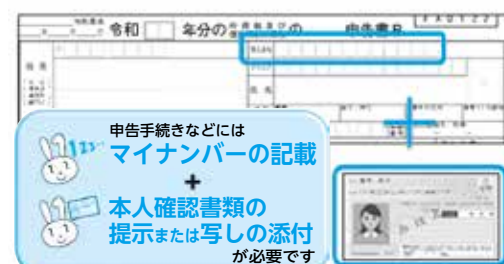
○確定申告書は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）で作成することができます

- ・「確定申告書作成コーナー」を利用して作成することができます。

○確定申告は、e-Tax を使用して申告することができます

- ・事前に登録する必要があります。「国税庁 e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>）」を参照してください。
- ・e-Tax をすでに利用されている方は、公的個人認証サービスの有効期限を確認してください。

申告書には マイナンバーの記載が必要です！



申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利！

申告書作成から提出までの流れ

作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索

申告書を作成

画面の案内に従って、金額等を入力し申告書等を作成

e-Tax
送信
※事前準備が必要です。

書面
提出

★物価高騰等に関する各種支援の課税上の取扱いについて

物価高騰等の影響に伴い、国や地方公共団体が個人に対して、給付金、助成金、補助金など（以下、「給付金等」といいます）の名称で行う支援については、対象者や目的などにより次のとおり課税上の取扱いが異なります。

<非課税となる給付金等>

○支給の根拠となる法律により非課税とされているもの

○所得税法により非課税となるもの

- ・物価高騰対策支援給付金
- ・子育て世帯生活支援給付金
- ・定額減税補足給付金（調整給付金）
- ・学資として支給される金品
- ・心身または資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 など

<課税対象となる給付金等>

○事業所得、不動産所得、雑所得等に区分されるもの

- ・事業者の営業自粛等に伴う収益の補てんや経費の補てんとして受取る金品など、業務上の取引に関連して支給するものや継続的に支給を受けるもの

・小規模事業者持続化補助金

※支払賃金などの必要経費を補てんするものは支出そのものが経費となります。1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収入が黒字であっても所得控除を差し引いた残額がない場合などには、税金の負担は生じません。

○一時所得に区分されるもの

- ・上記の「非課税となる給付金等」に該当しないもので、臨時的に広く支給されるもの

※所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されます。他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

【問い合わせ先】市税務課 市民税係 ☎ 31-0608 / 31-0609

確定申告用の「保険税(料)納付済額のお知らせ」(普通徴収分)を送付します

令和6年中に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納めていただいている方（いずれも普通徴収※分に限ります）に、納めていただいた額を記載したハガキ型の「保険税(料)納付済額のお知らせ」を1月下旬頃に納税(納付)義務者の方あてに郵送します。これらの保険税(料)は、所得税や住民税の申告において社会保険料控除の対象になります。申告の際はこの「保険税(料)納付済額のお知らせ」や領収書が必要となる場合があります。

なお、年末調整等のために1月下旬の発送前にお知らせが必要となる場合は問い合わせください。

※普通徴収…口座振替または納付書払いで保険税(料)を納める方法

特別徴収（年金天引き）の方

特別徴収（年金天引き）の納付済額のお知らせは市からは送付しません。

特別徴収の納付額は、年金保険者（日本年金機構など）から送付される「源泉徴収票」を確認してください。

※遺族年金または障害年金から特別徴収されている方については、年金保険者から源泉徴収票は送付されませんので、納付済額のお知らせが必要となる場合は問い合わせください。

正しい保険税（料）の算定のため所得の申告をお願いします (収入が無かった方も申告が必要です)

各種保険税（料）は、加入者の所得などに応じて決まるため、毎年、所得の申告が必要です。遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの方や、収入がなかった方なども必ず所得の申告をお願いします。

◆国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の正しい算定には、加入者かどうかに関わらず、世帯主の所得情報も必要となります。世帯主とその世帯の被保険者の中に所得の状況が不明な方がいる場合、法令に定められた所得基準を下回る場合であっても、保険税の減額の適用を受けることができません。

◆介護保険料の正しい算定には、世帯内の全ての申告対象者の所得情報が必要となります。

【問い合わせ先】 国民健康保険税について ……市保険課 保険係 ☎ 31-0212
介護保険料について ……市高齢者福祉課 介護給付係 ☎ 31-0682
後期高齢者医療保険料について …市保険課 保健・年金係 ☎ 31-0215